

## グラントソントン致同 Japan Desk News Flash 2018年第12号

### 今回のテーマ：中国個人所得税法の改正（主要なポイント）

2018年8月31日、全国人民代表大会常務委員会の「中華人民共和国個人所得税法」に関する決定（“決定”）が公布された。2019年1月1日から実施される予定である。新しい課税基準と税率は2018年10月1日より実施される。今回はこの中から2つの重要なポイントについて紹介する。

- 1、2018年10月1日より実施される新しい課税基準と税率
- 2、居住者と非居住者の認定について（183日）

#### ● 新しい課税基準と税率（給与所得）

2018年10月1日から2018年12月31日まで、課税者の給料所得は毎月の収入額から5000元の（控除）、特定控除項目及びその他の控除項目を控除した残高を課税所得額とし、本決定第16条の個人所得税税率表一（総合所得適用）に従って、月次で換算した上で、税金を計算及び納付する。付加控除項目を控除しない。

ランク	毎月課税所得額は、3,500元の控除適用後の金額 (2018年9月30日以前の課税額)	毎月課税所得額は、5,000元の控除適用後の金額 (2018年10月1日以降の課税額)	税率 (%)
1	1,500元以下	3,000元以下	3
2	1,500元以上4,500元以下の部分	3,000元以上12,000元以下の部分	10
3	4,500元以上9,000元以下の部分	12,000元以上25,000元以下の部分	20
4	9,000元以上35,000元以下の部分	25,000元以上35,000元以下の部分	35
5	35,000元以上55,000元以下の部分	35,000元以上55,000元以下の部分	30
6	55,000元以上80,000元以下の部分	55,000元以上80,000元以下の部分	35
7	80,000元以上の部分	80,000元以上の部分	45

例：

明君の毎月の給料は8,000元、社会保険料と住宅積立金の個人負担分は1,760元（給料総額の22%）。

2018年9月分の個人所得税と2018年10月分の個人所得税を計算する。

	給料総額	控除額	社会保険と 住宅積立金	課税所得額	税率	個人所得税
9月分給料	8,000	3,500	1,760	2,740	10%	169
10月分給料	8,000	5,000	1,760	1,240	3%	37

● 居住者と非居住者の認定について

区分	定義	
	2018年12月31日まで	2019年1月1日より
居住者	中国国内に住所を有し、又は住所を有しないが国内において満一年居住した個人	中国国内に住所を有し、または住所を有しないが <b>中国国内において満183日居住した個人</b>
非居住者	中国国内に住所を有しない、且つ居住しない個人、または住所を有しないが国内において1年以下居住した個人	中国国内に住所を有しない、且つ居住しない個人、または収書(←?)を有しないが、課税年度内に <b>国内における居住期間が累計183日以下の個人</b>

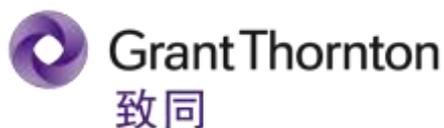
※基本的に外国人駐在員は「住所」を有さない。

**お見逃しなく**

- 新しい個人所得税税法は、居住者認定期間基準を1年から累計183日へと短縮する。住所を有さず、5年に満たない期間居住する外国人の所得免税基準に影響を及ぼすため、引き続き注意が必要です。

以上

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。  
 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL,致同国際)のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。  
 当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。